

個人情報官民共同利用を狙う デジタル改革関連法案への反対を求める要請

1月15日、自民党デジタル社会推進本部にデジタル改革関連法案の全体像が示されました。2月9日に閣議決定の予定です。デジタル庁に関する予算がらみの法案も含まれているため、早期審議入りの危険性もあります。今回の法案は、**データ利活用の徹底のために強い権限と予算を持ったデジタル庁を作り、これまで作られてきた国や自治体のシステムを統一・標準化し、個人情報の保護のハードルを下げようという大変危険なものです。**野党は一丸となって反対し、対決法案としてほしいと私たちは考えています。

是非とも下記の反対する趣旨をお汲み取りいただき、デジタル関連法に対しては反対の姿勢を取っていただきたいと考え、本日は要請に伺いました。

1. なぜいまデジタル庁なのか？

行政手続きについてわざわざ役所に出向かなくてもオンラインで手続きできる、また同じ内容の申告は一度で済むワンストップサービスが必要だとして昨年「デジタルファースト」法が成立しました。

しかし、一向にこうしたシステムができないのは、各省庁や自治体のシステムの違いや権益が原因であるとして、行政の縦割りシステムと個別化がやり玉にあげられました。それを解決するのは、システムの標準化と統一化であり、それを達成できるのは各省庁や自治体の権限を越えた強制力のある官庁でなければならないということで登場したのがデジタル庁です。現在は首相直轄で強い権限を持った省庁として位置づけられようとしています。

そしてデジタル化に追い風となったのは、いまだに収束の糸口すら見えないコロナ禍でした。集まること、密になることが忌避され、対面しない「オンライン会議」「オンライン授業」「オンライン健診」はたまた「オンライン飲み会」まで登場しました。

しかし、なんでもかんでもデジタル化・オンライン化すべきでしょうか？今回の動きはデジタル化の環境を作れない、馴染めない多くの人たちを排除する危険な側面を持っています。私たちはデジタル化すべてを否定するわけではなく、その場面に応じた検討がなされるべきだと考えています。

2. デジタル庁構想は超監視社会を招く

省庁間のシステムの違いによる非効率化を排して、デジタル庁が共通システムを構築するために予算も人材も一括して管理する構造を作り出そうとしています。この構造の真の狙いは、様々な目的で収集した情報を容易に共同利用できるようにすることです。

デジタル改革関連法案WGの第2回会合では、慶応大学宮田裕章教授の「データ共同利用権」なる新しい「権利」について議論されています。これは公益性の高いものであれば本人同意なしに共同利用できることを「権利」として位置づけようとする極めて恐ろしい論理です。日本では個人・情報取得にあたって本人から同意を取る原則・自己情報コントロール権ですら定着していないのに、利用する側に権利として「共同利用権」なるものを認めていくことはこのデジタル庁構想の本質を見事に表現していると言えるのではないのでしょうか。

つまり、デジタル庁構想とは個人情報も含む情報の中央集権的一元管理を目指すものであり、超監視社会の到来を示唆するものにほかなりません。

そのための方策としてマイナンバー制度の位置付け直しと個人情報保護体制の国制度への一元化、そして地方自治体システムの統一化・標準化に警戒しなければなりません。

3. マイナンバー制度の位置付け直しとマイナンバーカードの強制

2013年に「番号法」として法制化されたマイナンバー制度は「税・社会保障・災害対策」の3領域に限定された番号です。

ところがデジタル庁構想の中で、具体的に教育や医療の分野における利用が検討されていますが、それにとどまらずあらゆる分野においてマイナンバーを利用しようとしています。これでは目的限定番号としてあったマイナンバー制度の根幹を変更して、まさに「国民総背番号」として利用しようということになります。

マイナンバー制度はこれまでは総務省・内閣官房・内閣府などが役割分担して所管してきました。ところが今回デジタル庁が一括して所管し、マイナンバーカード発行を行っている地方公共団体情報システム機構（J-LIS）も傘下に組み込もうとしています。

いまだに3000万枚しか交付できていないマイナカードについては2022年には「国民全員」に持たせるとして特定給付金支給（10万円）、マイポイント（5000円分の付与）、保険証利用（2021年3月）、ついに運転免許証利用（2026年度）まで持ち出しました。遮二無二8000万枚（保険証8700万枚・免許証8200万枚）まで持っていこうという無謀な計画です。

あくまでマイナンバーカードの取得は本人申請による任意です。市民に遮二無二マイナンバーカードを強制し、同カードを「国民背番号制」として利用しようとする政府の姿勢は強く批判されなくてはなりません。

4. 自治体の個人情報保護条例も国並みへ

個人情報の円滑な共同利用を進めるためには、各自治体の個人情報保護条例が大きな壁として立ちはだかっているとの認識に基づき、国の民間の活用優先の個人情報保護法のレベルに合わせて条例改正を迫るという法案の準備も同時に進められています。また国においても個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法と3つに分かれている法を一本化しようというものです。

自治体の条例は歴史も古く、外部結合禁止条項など個人情報利用に対するハードルは国より高いので、今回の一本化は低きに合わせるというこれまで培ってきた自治体の個人情報保護の在り方を崩壊させる極めて問題の多いものだと言わざるをえません。

先述の「共同利用権」を認めるよう本人同意なき共同利用を許すような条例の在り方に変更させようとする許しがたい構想だと考えるべきでしょう。

しかも個人情報保護体制のみならず、自治体が作ってきた社会保障や教育などの住民サービスのシステムをデジタル庁の勧告するものに統一化・標準化させるという構造が含まれています。これまで自治体は自分の地域に合った仕組みを模索してきました。だから自治体によってシステムの違いが出てくるのは当たり前です。この違いを否定することは地方自治の否定であり、自治体を国の出先機関にしていこうという意味を持っています。

5. 束ね法案＝一括審議・採決は国会機能の空洞化

通常国会に上程される関連法案は全部で6本。IT基本法を廃止してそれに代わる「デジタル社会形成基本法案」を新たに制定。「デジタル庁設置法案」預貯金口座と任意でマイナンバーを紐づける法案2本、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法案」、最後は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」。特に最後の法案には個人情報保護法の一元化やマイナンバーカード発行体制の強化、押印・書面手続の見直しなど全く異なる性格のものが無理矢理一つの法案として扱われています。

これらの法案はそれぞれ大きく目的や方策も異なるものであり、ひとつひとつの法案を丁寧に審議すべきものです。こうした問題の多い法案を一括審議・採決することは、国会審議の空洞化につながり、到底認められるものではありません。

問い合わせ先 宮崎俊郎 m-toshio@jcom.zaq.ne.jp
080-5052-0270